次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容 ［イ・ロ　略］ ハ　イ又はロ以外の実習実施機関		
名称	所在地	実習内容
［略］		
株式会社山内工業	沖縄県那覇市字大道百七十二アパート美海一F	鉄筋施工
有限会社沖匠興業	沖縄県那覇市西一丁目二番一号コーポ国吉四〇三	建設機械施工
株式会社旭メタル工業	沖縄県島尻郡南風原町字宮平九百八番地一	工場板金
備考　表中の［　］の記載は注記である。		

改正前		
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容 ［イ・ロ　同上］ ハ　イ又はロ以外の実習実施機関		
名称	所在地	実習内容
［同上］		
［項を加える。］		
［項を加える。］		
［項を加える。］		

○法務省告示第五百四十八号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）附則第十三条第二項から第四項まで及び出入国管理及び難民認定法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成二十九年法務省令第十九号）第三条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十九年十二月一日

法務大臣　上川　陽子

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容 イ　［略］ ロ　イ以外の実習実施機関		
名称	所在地	実習内容
［略］		
神奈川県養鶏経済農業協同組合連合会	神奈川県横浜市磯子区西町十四番三号	畜産農業
備考　表中の［　］の記載は注記である。		

改正前		
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容 イ　［同上］ ロ　イ以外の実習実施機関		
名称	所在地	実習内容
［同上］		
［項を加える。］		

○法務省告示第五百四十九号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）附則第十三条第二項から第四項まで及び出入国管理及び難民認定法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成二十九年法務省令第十九号）第三条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月十九日法務省告示第四百二十号の一部を次のように改正する。

平成二十九年十二月一日

法務大臣　上川　陽子